

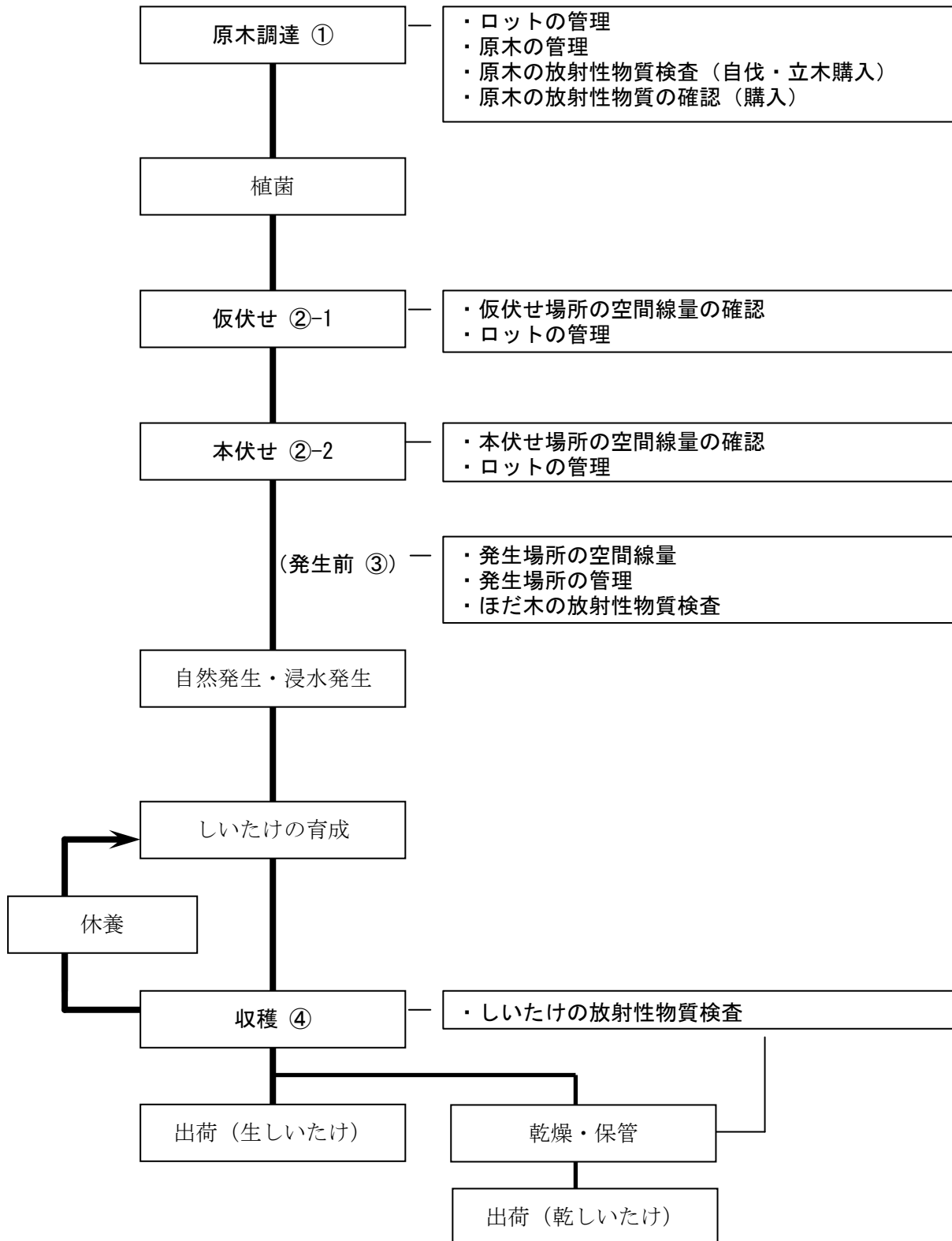
安全な原木しいたけを出荷するための
栽培管理基準

平成26年11月

静岡県

1 栽培管理工程図

出荷の再開を希望する生産者は、安全なしいたけを出荷するため、以下の①から④の工程において、「2栽培管理方法」による原木調達からしいたけの出荷まで一貫した栽培管理を行うこと。



2 栽培管理方法

| 番号 | 工程 | 区分 | 管理事項 |
|----|------|---|---|
| ① | 原木調達 | 共通 | <ロットの管理> 原木は、当基準4に基づきロットごと分けて集積し、自伐及び立木購入の場合は、原木林の位置図を作成する。 |
| | | | <原木の管理> 原木は、粉塵、土、腐食層など付着、接触しないようにブロックなどの上に置き、シートで覆う。 |
| | | 自伐・立木購入 | <原木の放射性物質検査> 当基準 3-(1)に基づき原木の放射性物質検査を行い、当面の指標値を超えていないことを確認する。 |
| | | 購入原木・ほだ木 | <原木の放射性物質の確認> 販売者が行う放射性物質の検査結果が当面の指標値を超えていないことをロットごと確認する。 |
| ② | 伏せこみ | - 1 仮伏せ | <仮伏せ場所の空間線量の確認> 仮伏せ場所の空間線量率が $0.10 \mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認する。 |
| | | | <ロットの管理> 仮伏せ場所の位置図を作成する。 |
| | | - 2 本伏せ | <本伏せ場所の空間線量の確認> 本伏せ場所の空間線量率が $0.10 \mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認する。 |
| | | | <ロットの管理> 本伏せ場所の位置図を作成する。 |
| ③ | 発生前 | <発生場の空間線量> 発生場所の空間線量率が $0.10 \mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認する。 | |
| | | <発生場所の管理> 発生場所（ほだ場）の管理図を作成する。 | |
| | | <ほだ木の放射性物質検査> 当基準 3-(1)に基づき、ほだ木の放射性物質の検査を行い、当面の指標値を超えていないことを確認する。 | |
| ④ | 収穫 | | <しいたけの放射性検査> 当基準 3-(2)に基づき、しいたけの放射性物質検査を行い、食品衛生法の基準値を超えていないことを確認する。 また、ロットごとと平均で、食品衛生法の基準値の2分の1を超えていないことを確認する。 |

3 放射性物質検査

原木・ほだ木及びしいたけの放射性物質検査は、以下の内容により実施すること。

(1) 原木・ほだ木

| | |
|--------------------|--|
| ア 検査の方法 | <ul style="list-style-type: none">・検査の方法は、当基準5国通知一覧の「国通知4」による。・ただし、検体の採取方法は、径級の細いものを選び、3本の原木からおが粉を採取し1検体として検査する。 |
| イ ロットの区分 | <ul style="list-style-type: none">・当基準4ロットの管理のとおり区分する。 |
| ウ 検査の時期 | <ul style="list-style-type: none">・原木は、伐採直後にロットごと行う。・ほだ木は、最初の子実体発生前にロットごと行う。 |
| エ 検査結果の確認とロットの取り扱い | <ul style="list-style-type: none">・栽培に使用する原木及びほだ木は、全ての検体の放射性物質の濃度が「当面の指標値」(50Bq/kg)を超えていないことを確認する。・「当面の指標値」を超えた検体が確認された原木・ほだ木のロットは、栽培に使用しないこととする。 |

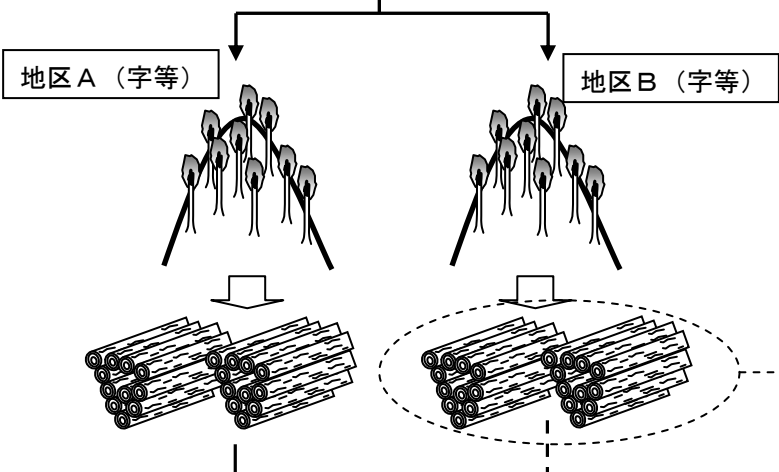
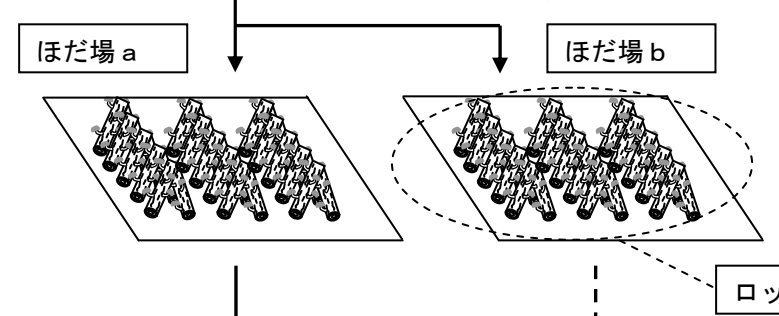
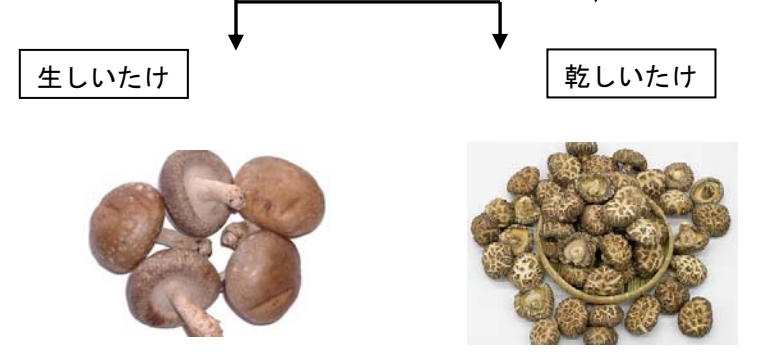
(2) しいたけ

| | |
|--------------------|---|
| ア 検査の方法 | <ul style="list-style-type: none">・検査の方法は、当基準5国通知一覧の「国通知5」による。・検体数は、1ロットごと3検体とする。また、3検体の検査結果のバラツキが大きい場合は、状況に応じて更に追加で検査し合計5検体以上検査する。 |
| イ ロットの区分 | <ul style="list-style-type: none">・当基準4ロットの管理のとおり区分する。 |
| ウ 検査の時期 | <ul style="list-style-type: none">・主な収穫期(春、夏、秋)に検査を行う。 |
| エ 検査結果の確認とロットの取り扱い | <ul style="list-style-type: none">・全ての検体の放射性物質の濃度が食品衛生法の基準値(100Bq/kg)以内であることを確認する。・さらに、ロットごと、平均で基準値の1/2(50Bq/kg)を超えていないことを確認する。・食品衛生法の基準値を超えたロット及び平均で基準値の1/2(50Bq/kg)を超えたしいたけのロットは出荷を取り止めるとともに、当該しいたけを生産したほだ木のロットは、栽培に使用しないこととする。 |

4 ロットの管理

ロットの管理は以下のとおり行うこと。

*平成26年秋の原木伐採から生産を開始した場合

| 区分 | 管理のイメージ | ロット番号 |
|------|--|--|
| 伐採年 | <平成25年>→<平成26年>→<平成27年> | 「26」 |
| 原木 |  | <ul style="list-style-type: none"> ・地区Aの場合 「26-地区A」 ・地区Bの場合 「26-地区B」 |
| ほだ木 |  | <ul style="list-style-type: none"> ・ほだ場 a の場合 「26-地区A-a」 ・ほだ場 b の場合 「26-地区A-b」 |
| しいたけ |  | <ul style="list-style-type: none"> ・生しいたけの場合 「26-地区A-a-N」 ・乾しいたけの場合 「26-地区A-b-D」 |

5 国通知一覧

| 通知名 | 日付・文書番号等 |
|---|--|
| 「国通知 1」 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 | 平成 26 年 3 月 20 日 原子力災害対策本部 |
| 「国通知 2」 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」の策定について | 平成 25 年 10 月 16 日 25 林政経第 313 号 林野庁林政部経営課長 |
| 「国通知 3」 きのこ原木及び菌床用培地中の当面の指標値の設定について | 平成 23 年 10 月 6 日 23 生産第 4743 号 23 林政経第 213 号 農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長 |
| 「国通知 4」 「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について | 平成 23 年 10 月 31 日 23 生産第 4952 号 23 林政経第 229 号 農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長 |
| 「国通知 5」 食品中の放射性物質の試験法について | 平成 24 年 3 月 15 日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長 |

6 原木しいたけ栽培管理報告書

以下の様式により栽培を管理する。

| 様式番号 | 様式名 |
|-------|--------------|
| 様式第 1 | 栽培管理チェックシート |
| 様式第 2 | 原木ロット管理票 |
| 様式第 3 | 原木林位置図 |
| 様式第 4 | しいたけロット管理一覧表 |
| 様式第 5 | しいたけロット管理票 |
| 様式第 6 | 伏せ場位置図 |
| 様式第 7 | 発生場（ほだ）管理図 |

平成 年度 原木しいたけ栽培管理報告書

| | |
|------|--------|
| 作成年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |
| 更新年月 | 平成 年 月 |

| | |
|-------|---|
| 生産者住所 | |
| 生産者氏名 | 印 |
| 連絡先 | |

様式第 1 栽培管理チェックシート

| 生産者氏名 | | 原木ロット番号 | |
|------------|--|----------------|--------------------------|
| シート作成年月日 | | ほだ木ロット番号 | |
| 出荷予定時期 | | しいたけロット番号 | |
| 工程 | 管理事項 | 管理様式 | チェック |
| ① 原木 調達 | 原木は、ロットごと分けて集積し、自伐及び立木購入の場合は、原木林の位置図を作成した。 | 様式第 2 様式第 3 | <input type="checkbox"/> |
| | 原木は、粉塵、土、腐食層など付着、接触しないようにブロックなどの上に置き、シートで覆った。 | 様式第 2 | <input type="checkbox"/> |
| | 原木のロットごと放射性物質検査を行い、当面の指標値を超えていないことを確認した。 | 様式第 2 | <input type="checkbox"/> |
| | 原木・ほだ木の販売者が行う放射性物質の検査結果が当面の指標値を超えていないことを確認した。（購入の場合） | 様式第 2 | <input type="checkbox"/> |
| ② 伏せ こみ | 仮伏せ場所の空間線量率が0.10 μ Sv/h以下であることを確認した。 | 様式第 5 | <input type="checkbox"/> |
| | 仮伏せした場所の位置図を作成した。 | 様式第 6 | <input type="checkbox"/> |
| | 本伏せ場所の空間線量率が0.10 μ Sv/h以下であることを確認した。（仮伏せ、本伏せの場所が同じ場合は省略） | 様式第 5 | <input type="checkbox"/> |
| | 本伏せした場所の位置図を作成した。（仮伏せ、本伏せの場所が同じ場合は省略） | 様式第 6 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 発生 前 | 発生場所の空間線量率が0.10 μ Sv/h以下であることを確認した。 | 様式第 5 | <input type="checkbox"/> |
| | 発生場所（ほだ場）の管理図を作成した。 | 様式第 7 | <input type="checkbox"/> |
| | ロットごと、ほだ木の放射性物質検査を行い、当面の指標値を超えていないことを確認した。 | 様式第 4 様式第 5 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 収穫 | ロットごと、しいたけの放射性物質検査を行い、食品衛生法の基準値を超えていないことを確認した。 | 様式第 4 | <input type="checkbox"/> |
| | また、ロットごと平均で、食品衛生法の基準値の2分の1を超えていないことを確認した。 | 様式第 5 | |

<留意事項>

- ・本票は、実施要領の運用第 1 に示す時期ごと作成・更新し提出する。

様式第2 原木ロット管理票

| | | | | | 生産者氏名 | | | |
|---------|-------|-------|-------|--|-------|----------------|-----|----|
| 原木ロット番号 | 伐採年月日 | 原木林所在 | 位置図番号 | 原木管理の有無(ブロックなどの上に置き、シートで覆う) *実施済は○を記入 | 原木本数 | 放射性物質検査結果 | | 備考 |
| | | | | | | 分析値 (Bq/kg) | 年月日 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

<留意事項>

- ・本票には、検査の成績票(写)を添付する。
- ・購入原木・ほだ木の場合も本票に記録しロットごと管理する。
- ・放射性物質の検査結果が「当面の指標値」を超え栽培に使用しないロットはその旨を備考欄に記載する。

様式第3 原木林位置図

| | | | |
|-------|-----|-----|--|
| | | No. | |
| 生産者氏名 | | | |
| 原木林所在 | | | |
| 伐採年月日 | | | |
| 伐採面積 | h a | | |
| | | | |

<留意事項>

- ・位置図の縮尺は1/5,000~1/10,000程度とする。
- ・位置図はロットごと作成する。

様式第5 しいたけロット管理票

生産者氏名

| | | | | |
|--------------------------------------|-----------|---------------|------------|------------|
| しいたけロット番号 | | | | |
| 植菌年月日 | | | | |
| 乾・生区分 | | | | |
| 伏せこみ (仮伏せ) | 場所 (位置番号) | () | | |
| | 開始時期 | | | |
| | 空間線量率 | (μ Sv/h) | | |
| 伏せこみ (本伏せ) | 場所 (位置番号) | () | | |
| | 開始時期 | | | |
| | 空間線量率 | (μ Sv/h) | | |
| ほだ木 放射性物質 検査結果 | No. | 直径 (cm) | 年月日 | 結果 (Bq/kg) |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| 発生場 | 場所 (位置番号) | () | | |
| | 発生開始時期 | | | |
| | 空間線量率 | (μ Sv/h) | | |
| 収穫 (春期) しいたけ 放射性物質 検査結果 | No. | 年月日 | 結果 (Bq/kg) | 検体量 (g) |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| | | | | |
| | 平均 | | | |
| 収穫 (夏期) しいたけ 放射性物質 検査結果 | No. | 年月日 | 結果 (Bq/kg) | 検体量 (g) |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| | | | | |
| | 平均 | | | |
| 収穫 (秋期) しいたけ 放射性物質 検査結果 | No. | 年月日 | 結果 (Bq/kg) | 検体量 (g) |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| | | | | |
| | 平均 | | | |

<留意事項>

- ・本票は、年度ごと、しいたけのロットごと作成する。
- ・本票には、検査機関の検査票 (写) を添付する。

様式第 6 伏せ場位置図

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| | | No. | |
| 生産者氏名 | | | |
| 仮伏せ場所在 | | | |
| 本伏せ場所在 | | | |
| <仮伏せ位置> | | 原木ロット番号 | |
| | | | |
| <本伏せ位置> | | 原木ロット番号 | |
| | | | |

<留意事項>

- ・位置図の縮尺は1/5,000~1/10,000程度とする。

様式第7 発生場（ほだ場）管理図

| | |
|----------|--|
| 生産者氏名 | |
| ほだ場所在 | |
| ほだ木ロット番号 | |
| <ほだ場位置図> | |
| <管理図> | |

<留意事項>

- ・ほだ場の位置図の縮尺は1/5,000～1/10,000程度とする。
- ・管理図には、ほだ木・しいたけのロット番号を記載する。